

城陽市人権条例について

1. 制定の背景

人権とは、全ての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

国においては、差別解消に取り組むため、人権三法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、人権問題に対する施策が推進されています。

しかしながら、今もなお社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別により、いじめや虐待、プライバシー侵害等の問題が存在しています。

さらに、SNS の普及に伴うインターネット上の誹謗中傷など、新たな問題も顕在化し、人権をめぐる課題は多様化、複雑化しています。

本市では、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することで、人権という普遍的文化を構築できるよう、令和 8 年 3 月に「第 3 次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

こうした状況の中、人権が身近なものであることを深く認識し、全ての市民の人権が尊重され、人間性豊かに暮らすことができる城陽市を築くには、市、市民、事業者といった社会全体が協力し、更なる人権意識の高揚を図る必要があることから、人権条例の制定に向けた取組を進めるものです。

(参考)

○府内の制定状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

京都府及び 8 市町（南丹市、綾部市、福知山市、亀岡市、笠置町、京丹波町、井手町、伊根町）

2. 位置付け

本条例は、特定の人権課題のみに留まらず、あらゆる差別の解消と人権が尊重される社会の実現を目指す包括的な内容（理念条例）として、策定します。

3. 構成

- (1) 前文（条例制定の必要性）
- (2) 目的・定義
- (3) 基本理念
- (4) 市、市民、事業者の責務
- (5) 市民等の理解を深めるための措置
- (6) 計画の策定等
- (7) 相談体制等の推進
- (8) 調査等
- (9) 委任

4. 策定スケジュール

令和8年度

- 9月 総務常任委員会（条例制定の報告）
- 10月 条例（案）の検討（人権擁護委員等への意見照会）
- 12月 総務常任委員会（条例（案）の報告）
- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 2月 条例議案の上程
- 3月 総務常任委員会（パブリックコメント結果の報告）

令和9年度

- 4月 条例施行